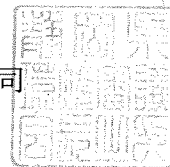




環境審第12号
令和4年11月24日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡県環境審議会会長 藤川 格司



水源保全地域の指定について（答申）

令和4年9月6日付け環水第170号により諮問のあったこのことについて、審議した結果、下記のとおり答申する。

記

地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする森林の区域（森林法第5条第2項第1号）を水源保全地域として指定することが適当である。（別図のとおり。）

水源保全地域の指定について

(環境局水資源課)

諮問理由

静岡県水循環保全条例は、知事は、水源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ環境審議会の意見を聴かなければならないと規定している（第16条第2項）。ついては、令和4年度中の指定に向けて、環境審議会に諮問する。

水源保全地域の指定の考え方

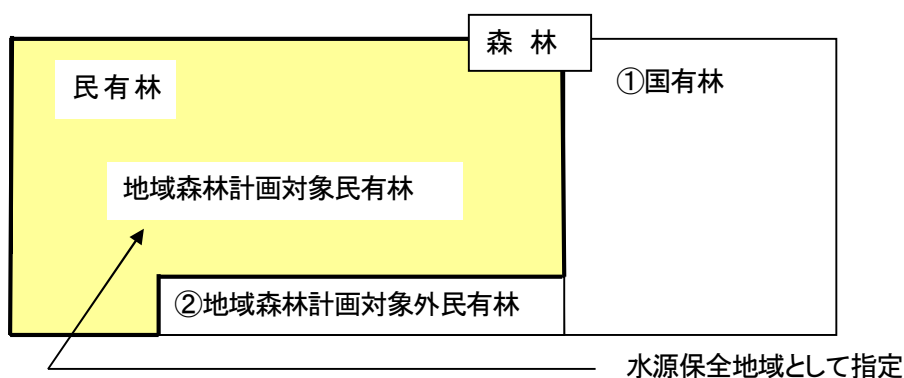
静岡県水循環保全条例第16条第1項において、知事は、「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、水源保全地域として指定することができる」と規定している。

水源の保全のためには水源涵養機能を有する地域において乱開発を防止するなど適正な土地利用の確保を図る必要があるが、森林は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水の緩和や流量の安定に寄与するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する機能を有しており、水源涵養機能を有する。

そこで、地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする森林の区域（森林法第5条第2項第1号）を水源保全地域として指定する。

なお、森林のうち上記の区域以外の森林として、①国有林と②地域森林計画対象外の民有林がある。①については、国が所有、管理していることから、②については森林として利用することが相当でないとい認められる民有林であることから、いずれも水源保全地域には指定しない。

【指定の考え方のイメージ図】



参考

令和4年度の予定

項目	年・月	R4.9	10	11	12	R5.1	2	3
事務手続		←市町等意見聴取→					←公告縦覧→	●告示
環境審議会		●諮問			●答申			
水循環保全部会		①		② ③(予備)				